

令和8年度福島県立高等学校入学者選抜

福島県立白河旭高等学校 前期選抜募集要項

福島県立白河旭高等学校

住所 〒961-0912

福島県白河市旭町1丁目3番地

電話 (0248) 22-2535

1 アドミッション・ポリシー

学習と部活動を両立しながら進路希望の実現を目指すとともに、社会に貢献する高い志と思いやりの心を持ち、他者と協働して学校行事、部活動、そして地域社会との連携や協力等に積極的に取り組むことができる生徒を募集します。

2 実施学科及び募集定員

課程	学科名	募集定員	特色選抜 募集定員枠	一般選抜募集定員
全日制	普通科	160名	15%	募集定員から、特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数とする。

3 通 学 区 域

「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

4 出 願 資 格

次の(1)の条件を満たす者とし、特色選抜への出願資格については、(1)に加えて(2)の条件も満たす者とする。

なお、隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定により、本校校長が処理する。

(1) 次の各号のいずれかに該当する者

- ① 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和8年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という。）
- ② 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
- (2) 本校が示す特色選抜における「志願してほしい生徒像」を踏まえ、本校を自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者

5 特色選抜に志願してほしい生徒像

本校では、「知性の鍛磨、高い人格の養成、健全な人間の育成」を教育方針に掲げ、学習と部活動に真剣に取り組み、豊かな心をもつ生徒を育てるとともに、一人ひとりの進路希望を実現することに力を注いでいる。

特色選抜では、中学校時代の部活動や地域のクラブ活動等において、優れた実績または高い能力を有し、入学後も継続して本校の部活動に所属し、意欲的に取り組むとともに、学業との両立ができる生徒を求めている。ただし、次の部活動に限る。

運動部	陸上競技、剣道、バドミントン・・・・・・・・・・・・・・・男女
	ソフトボール、バスケットボール、バレーボール・・・・・・・女子のみ

文化部	吹奏楽・・・・・・・・・・・・・・・・・・・男女
-----	--------------------------

※ただし、中学校時代において、全日本吹奏楽コンクール実施規定（全日本吹奏楽連盟HP参照）で認められている楽器のうち、木管楽器・金管楽器・打楽器（擬音楽器を含む）・コントラバスを主として演奏していた者に限る。

6 併願の取扱い

志願者は、本校の特色選抜と本校の一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。

7 WE B出願システムの利用

「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところにより、出願手続等には、福島県立学校入学者選抜WE B出願システム（以下「WE B出願システム」という。）を利用する。

WE B出願システムによる手続等の詳細は、別に公表するWE B出願システム志願者用マニュアル等による。

なお、県外から志願する者及び県内において学区を越えて志願する者、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の志願者は、「15 出願資格申請」（4ページ）により、本校校長に出願資格を有することの承認を得て、志願者基本情報登録を完了させた後に、出願手続を行う。

8 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

- ① 令和8年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。様式1号）
ただし、令和2年3月末日までに中学校を卒業した者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除する場合がある。

- ② 特色選抜志願理由書（本校所定の様式）

ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。

(2) 上記(1)以外の者

- ① 特色選抜志願理由書（上記(1)②と同じ）

- ② 健康診断書（令和8年1月以降に医師の診断を受けたもの）（様式3号）

ただし、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者については、健康診断書の提出を免除する。

- ③ 履修証明書、学習成績証明書

ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。

なお、外国における最終学校の履修証明書、学習成績証明書等とする場合は、日本語又は英語によるものとする。

9 出願手続

出願手続については「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

志願者の在籍（出身）中学校長（以下「中学校長」という。）を通して、本校校長に出願する。

- ① 志願者は、WE B出願システムに志願情報を登録の上、WE B出願システムを介して入学検定料（2,200円）を納付し、中学校長に出願を申請する。

なお、納付した入学検定料は返還しない。

【申請期間】

令和8年1月26日（月）午前9時から令和8年2月5日（木）正午まで

- ② 中学校長は、WE B出願システムにおいて志願情報に誤りがないこと、出願資格を満たしていること及び必要額の入学検定料を納付していることを確認の上、出願を承認する。

【中学校承認期間】

令和8年2月2日（月）午前9時から令和8年2月5日（木）午後4時まで

- ③ 中学校長は、特色選抜志願理由書等、書面による提出が必要な書類がある場合、提出票（様式5号）を添付し、出願受付期間内に、持参又は送付により本校校長に提出する。

なお、調査書については「11 調査書提出」（3ページ）に定めるところにより提出する。

【出願受付期間】

令和8年2月2日（月）午前9時から令和8年2月6日（金）正午まで

(2) 上記(1)以外の者

上記(1)に準じ、志願者が直接、出願手続を行う。

- (3) 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互

に定める入学志願者の取扱いに関する協定により、本校校長が処理する。

なお、出願の際に、他都道府県の公立高等学校に出願しないことを証明する書類（様式4号）を提出すること。

(4) 本校校長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、出願の受理を取り消す場合がある。

① 志願情報に虚偽があるとき

② 所定の手続を経ないで、他通学区域から出願したとき

○ 持参及び送付による書類の提出方法について

（本要項において、特に断りがない限り、以下の方法により書類を提出する。）

【持参の場合】受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

ただし、最終日はそれぞれの受付期間の終了時刻までとし、土曜日、日曜日、祝日及び振替休日を除く。

【送付の場合】送付の記録が残る簡易書留等とし、それぞれの提出期間最終日の指定された時間までに必着とする。

宛先 福島県立白河旭高等学校長

住所 〒961-0912

福島県白河市旭町1丁目3番地

10 出願先変更

出願先変更については「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

【出願先変更受付期間】

令和8年2月9日(月)午前9時から令和8年2月13日(金)正午まで

11 調査書提出

中学校長は、調査書提出期間内に、提出票（様式5号）を添付し、持参又は送付により調査書を本校校長に提出する。

【調査書提出期間】

令和8年2月16日(月)午前9時から令和8年2月17日(火)午後4時まで

12 受験票の印刷

志願者又は中学校は、令和8年2月18日(水)午前9時以降に、WEB出願システムから受験票を印刷する。

13 出願取消

出願取消については「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

なお、志願者が検査当日以降に出願取消を申し出た場合、中学校長は、速やかに本校校長に連絡をした後に、手続を始めること。

【出願取消期間】

令和8年2月9日(月)午前9時から令和8年3月13日(金)午前9時まで

14 自己申告書の提出

志願先の高等学校長に申し出ておいた方がよいと考える事情がある志願者については、本人の希望により、出願に際して志願先の高等学校長に自己申告書（様式7号）を提出することができる。

なお、志願者の保護者は必要に応じて補足事項を記入してもよい。

提出及び受領は、次の方法により行う。

(1) 志願者は、自己申告書に必要事項を記入し、巻封の上、本校校長あて親送とし、持参又は送付する。

ただし、送付の場合は提出期間最終日の消印を有効とし、志願者の住所、氏名を記入し、必要額の切手を貼付した返信用封筒（定形）を同封する。

【自己申告書提出期間】

令和8年2月16日(月)午前9時から令和8年2月18日(水)午後4時まで

- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書（様式8号）を交付する。

15 出願資格申請

出願資格申請については「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

なお、中学校長又は志願者は、手続を始める前に本校校長に連絡をすること。

【申請期間】

令和7年11月17日(月)午前9時から令和7年12月26日(金)午後4時まで

及び令和8年1月5日(月)午前9時から令和8年1月30日(金)午後4時まで

16 選抜方法・選抜資料

(1) 特色選抜

特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色面接の結果を資料とともに、さらに特色検査（実技試験）の結果を併せて資料として選抜を行う。

ただし、調査書の「出欠の記録」は選抜資料としない。

① 学力検査

5教科とし、250点満点とする。

② 特色選抜志願理由書

本校への志望動機、中学校の部活動等の成果、高校の部活動への取り組みと目標、高校生活に対する心構え、中学校時代の部活動等の実績等について本人が記入する。

③ 調査書

「各教科の学習の記録」は傾斜配点を実施し、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の教科の評定を2倍することとし、195点満点とする。「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は95点満点として、合計290点満点とする。

部活動等の実績や取組等は総合的に評価し、点数化する。

④ 特色面接

個人面接を実施する。個人面接では、本校での学習および部活動に対する意欲や、受験者が自らの考えをまとめ適切に伝える表現力をみる。面接については、段階評価する。

⑤ 特色検査

実技試験を実施する。実技試験では、技能や能力をみる。

実技試験は60点満点とする。

・運動部：各部による専門種目の実技試験を実施する。

なお、バレー、バレーボールの実技試験では、4号球を使用する。

・吹奏楽部：⑦共通課題（B dur（変ロ長調）のスケール）を演奏する。打楽器は、マリンバでスケールを行う。)

①自由曲（無伴奏で2分程度。ソロの曲、又はコンクール等で演奏した曲の一部でもよい。）

⑥ 選抜資料の満点

全体の満点は、600点とする。

(2) 一般選抜

調査書の審査結果及び学力検査の成績を資料とともに、一般面接の結果を併せて資料として選抜を行う。

ただし、調査書の「出欠の記録」は選抜資料としない。

① 学力検査

5教科とし、250点満点とする。

② 調査書

「各教科の学習の記録」は195点満点とし、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は55点満点として、合計250点満点とする。

部活動等の実績や取組等は総合的に評価し、点数化する。

③ 一般面接

集団面接を実施する。

志願者の適性と目的意識を確認するとともに、表現力についてみる。

面接については、段階評価する。

※特色選抜との併願者は、特色面接の実施をもって一般面接の実施とみなす。

17 学力検査等の日時及び会場

(1) 学力検査

① 日 時

令和8年3月4日(水)

受付：午前8時から午前8時20分まで（指定された本校の教室）

学力検査：午前9時から午後3時10分まで

9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
国語 (50分)	休 (20分)	数学 (50分)	休 (20分)	外国語 (英語) (50分)	昼食 (60分)	理科 (50分)	休 (20分)	社会 (50分)	

② 会 場 福島県立白河旭高等学校

③ その他 受験票、上書き、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規（ただし、分度器機能を有する定規は使用できない。）を持参すること。

下敷き、分度器、計算機能や言語表現機能を有するもの（携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等）は持ち込まないこと。

なお、文具は不要な文字や英単語（ただし商標等を除く）が極力印字されていないシンプルなデザインのものを使用すること。

(2) 特色面接・特色検査

① 日 時

令和8年3月5日(木)

受付：午前8時から午前8時20分まで（指定された本校の教室）

特色面接・特色検査：午前9時から検査終了まで（午後予定）

※終了予定期刻は、令和8年2月27日（金）までに本校のWebサイトに掲載する。

② 会 場 福島県立白河旭高等学校

③ その他

・受験票、上書き、昼食を持参すること。

なお、計算機能や言語表現機能を有するもの（携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等）は持ち込まないこと。

・特色検査（実技試験）の持参物は、以下の通り。

陸上競技（男女）……運動着、体育館シューズ（室内シューズ）

剣道（男女）……防具一式、竹刀、剣道着

バドミントン（男女）……運動着、ラケット、バドミントンシューズ

ソフトボール（女子）……運動着または練習着（ユニフォーム）、グラブ・ミット、体育館シューズ（室内シューズ）

バスケットボール（女子）……運動着または練習着（ユニフォーム）、バスケットボールシューズ

バレーボール（女子）……運動着または練習着（ユニフォーム）、サポーター、バレーボールシューズ

吹奏楽（男女）……楽器、マレット類（打楽器のみ）、楽譜（提出用2部を含む）、その他演奏に必要なもの
※譜面台、打楽器は本校備品を使用する。

(3) 一般面接

① 日 時

令和8年3月5日(木)

受付：午前8時から午前8時20分まで（指定された本校の教室）

一般面接：午前9時から正午まで

※終了予定期刻は、令和8年2月27日（金）までに本校のWebサイトに掲載する。

令和8年度 福島県立白河旭高等学校入学者選抜 前期選抜 募集要項

- ② 会 場 福島県立白河旭高等学校
- ③ その他 受験票、上書きを持参すること。
なお、計算機能や言語表現機能を有するもの(携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等)は持ち込まないこと。

18 追検査等の実施

当該志願者が欠席した検査等を実施し、他の志願者と併せて判定する。
追検査等の対象となる志願者及び手続き等については「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。

(1) 日 時

① 学力検査

令和8年3月10日(火)

受付：午前8時から午前8時20分まで (指定された本校の教室)

学力検査：午前9時から午後2時45分まで

9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:40	13:55	14:45
国語 (50分)	休 (15分)	数学 (50分)	休 (15分)	外国語 (英語) (50分)	昼食 (50分)	理科 (50分)	休 (15分)	社会 (50分)	

② 特色面接・特色検査、一般面接

令和8年3月10日(火)の学力検査終了後に行う。

※特色選抜との併願者は、特色面接の実施をもって一般面接の実施とみなす。

※選抜の一部を受験する場合の日時は、中学校長を通して志願者に連絡する。

(2) 会 場 福島県立白河旭高等学校

(3) その他 持参物については、「17 学力検査等の日時及び会場」のとおりとする。

19 選抜結果発表

WEB出願システムにより、選抜結果（合格・不合格・出願取消、合格した選抜及び学科・コース）の発表を行う。

【選抜結果発表期間】

令和8年3月16日(月)午後1時から令和8年3月24日(火)午後5時まで

- (1) 志願者は、WEB出願システムにより自身の選抜結果を確認する。
- (2) 選抜結果発表初日のみ、午後1時以降に、WEB出願システムを利用できない志願者への配慮として、合格者一覧を本校校地内東側通路に掲示する。
- (3) 合格者に対して合格通知書（様式13号）を3月16日(月)午後1時以降に本校第1体育館で交付するので、受験票を持参して来校すること。なお、合格通知書交付後に、運動着等の採寸を行うので、午後2時までには来校すること。

【合格通知書交付、運動着等採寸】

令和8年3月16日(月)午後1時から午後2時まで

- (4) 提出書類等の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消す場合がある。

20 学力検査結果の提供

前期選抜の学力検査（追検査を含む。）受験者に対し、WEB出願システムにより、本人の各教科の得点と5教科の合計得点の情報を提供する。

なお、対面、電話、はがき等による請求は受け付けない。

【学力検査結果提供期間】

令和8年3月16日(月)午後2時から令和8年3月24日(火)午後5時まで

21 そ の 他

- (1) 選抜の一部が未完了となった者の取扱い

選抜の一部が未完了となった者の取扱いは次のとおりとする。

なお、インフルエンザ等感染症罹患及び体調不良等により別室で受験をした者で、選抜の一部が未完了となった者も含む。

① 追検査等の対象となる志願者

「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところにより、「一部未完了となった選抜の意思連絡書」（様式14号）を令和8年3月6日（金）午後4時までに本校校長へ提出する。

② 追検査等の対象とならない志願者

受験した内容のみで合否判定を行う。

(2) 前期選抜で不合格となった者についての取扱い

前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところにより、新たに出願する。

(3) 入学辞退の手続

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（様式16号）を中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

なお、納付した入学検定料及び高等学校に提出した書類等は返還しない。

(4) 障がい等のある志願者に対する配慮は、「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

提出する書類は次のとおりとする。

① 中学校卒業者及び卒業見込の者

原則として年内に、志願者は、中学校長を通して、「受験上の配慮申請書」（様式17号）を、本校校長に提出する。その際、中学校長は、中学校における「生活・学習の様子、配慮等に関する説明書」（様式18号）と本校校長が必要と判断した場合には診断書等も併せて提出する。

② 上記①以外の者

原則として年内に、本校に問い合わせること。

(5) 本要項に記載されていないことについては、「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」を確認の上、本校に問い合わせること。